

【低入札価格調査制度の改正】

瑞穂市の発注する工事のうち、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適用する工事で、令和6年4月1日以降に入札公告又は通知を行う工事について、以下のとおり基準価格の計算式の乗率の一部を改正します。 ※赤字下線箇所

右記以外の工事 土木系工事「土木一式」「とび・土工・コンクリート（解体工事を除く。）」「舗装」「塗装」「造園」等	「建築一式」並びに営繕工事にかかる「電気」「電気通信」「管」「とび・土工・コンクリート（解体工事に限る。）」及び「解体」工事	営繕工事以外の「電気」及び「電気通信」並びに上下水道工事にかかる「機械器具設置」工事
---	--	--

予定価格 大	低入札価格調査制度	低入札価格調査制度	低入札価格調査制度
	<p>基準価格 直接工事費×97% 共通仮設費×90% 現場管理費×90% 一般管理費×68% (ただし、予定価格の75%~92%の範囲内)</p> <p>合計額 ×1.1</p> <p>失格判断基準 直接工事費×97% 共通仮設費×90% 現場管理費×90% 一般管理費×40% (ただし、入札書比較価格の75%~92%の範囲内)</p> <p>合計額 > 入札書記載金額</p>	<p>基準価格 直接工事費×9/10×97% 共通仮設費×90% (直接工事費×1/10+ 現場管理費)×90% 一般管理費×68% (ただし、予定価格の75%~92%の範囲内)</p> <p>合計額 ×1.1</p> <p>失格判断基準 直接工事費×9/10×97% 共通仮設費×90% (直接工事費×1/10+ 現場管理費)×90%×<u>α</u> (補正係数α=0.8) 一般管理費×40% (ただし、入札書比較価格の75%~92%の範囲内)</p> <p>合計額 > 入札書記載金額</p>	<p>基準価格 機器費×92% 直接工事費×97% 共通仮設費×90% 現場管理費×90% 一般管理費×68% (ただし、予定価格の75%~92%の範囲内)</p> <p>合計額 ×1.1</p> <p>失格判断基準 機器費×<u>84%</u> 直接工事費×97% 共通仮設費×90% 現場管理費×90% 一般管理費×40% (ただし、入札書比較価格の75%~92%の範囲内)</p> <p>合計額 > 入札書記載金額</p>
2,000万円	最低制限価格制度 制限価格=基準価格 の算出に同じ (制限価格を下回った場合は無効)	最低制限価格制度 制限価格=基準価格 の算出に同じ (制限価格を下回った場合は無効)	最低制限価格制度 制限価格=基準価格 の算出に同じ (制限価格を下回った場合は無効)
1,000万円	(失格判断基準あり) 総合評価方式	(失格判断基準あり) 総合評価方式	(失格判断基準あり) 総合評価方式

基準価格を下回る入札者あり

失格判断基準の確認

<失格判断基準の適用>

失格判断基準に該当しない	失格判断基準に該当する
○低入札価格調査	×無効

低入札価格調査

専任の追加配置技術者の選出 ※落札候補者のみ

〔技術者の配置例〕

- ・ 請負代金額4,000万円以上の建設工事（建築一式にあっては8,000万円以上）の場合
→ 専任の主任（監理）技術者1名（建設業法上）+専任の主任（監理）技術者1名（低入札対応）の計2名を配置
- ・ 請負代金額4,000万円未満の建設工事（建築一式にあっては8,000万円未満）の場合
→ 主任技術者1名+専任の主任技術者1名（低入札対応）の計2名を配置

落札候補者の入札参加資格審査

落札者の決定・契約へ